

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	旭川市	担当課名	保健福祉部障害福祉課
担当者名	阿部孝浩	連絡先	0166—26—1111（内5331）

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

定員20名の身障通所授産施設で「給料以上に自己負担額があつては通えない」として5名の退所者あり。個別に状況調査したが、平均年齢59.2歳、前年度の月平均通所日数10.1日であり、年齢的なものや体調等の生活状況を統合して退所の判断をされたものと理解している。他の身障通所授産施設では1名退所したが、理由は同様である。

知的障害者施設では、通所更生施設で2名退所、入所授産施設で1名の退所者（自己負担が主要因ではないとのこと）あり。

（身障施設；通所80名 入所221名 知的施設；通所372名 入所508名の内）

② 事業者の運営状況

特に変わらないが、日額単価等の影響で収入減となったことは推認される。3箇所ある身障通所授産施設で、食事提供を止めた施設1か所あり。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

実施中。

主治医のいない利用者（知的障害者）の意見書徴収に困難が生じる事案あり。

②施設の移行計画の状況

新体系サービスへの移行希望アンケート調査を実施（北海道で実施）。現在未回答分について再調査中。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

新体系サービスへの移行希望アンケート調査を実施（北海道で実施）。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

検討中です。

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

地域生活支援事業について、利用料を手数料として市の歳入扱いせず、現行の日用生活用具と同じ扱いで条例化せずに規則・要綱で対応したい。（事務経費の増大を防ぐため）

地域生活支援事業の利用者について、隣接する他町から本市に所在するサービス事業主体を利用する利用者、逆に本市の市民が近接する他町に所在するサービス事業主体を利用する利用者がある場合の取扱いですが、定員（本市利用者と他町利用者を合算した数とする）や委託方法（当該サービス主体が所在する自治体とのみ契約する）に関する方向性について。

小規模作業所の中には、新体系のサービスを実施する意向をもっている所もあるが、施設および設備基準が現段階での情報の内容でよいのか、既存法定施設からの意向を考慮すると、その法定施設の基準レベルが必要となるのか、判断がつかず、指導できない状態です。（また、既存施設が、新体系のサービスを複数行う場合の施設・設備基準についてもどのような取扱いになるのか、判断がつかない状態です。）

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	函館市	担当課名	中央福祉事務所障害福祉課
担当者名	円山 史康	連絡先	0138-21-3013

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

1割負担導入により、負担増となったが利用を控えるといったケースはごくわずかであり、特に大きな混乱はみられない。

② 事業者の運営状況

報酬単価の切り下げ、日額実績支払いの導入により、大多数の施設において収入は減少している。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

4月から審査会にて、対象者の審査判定を開始。判定時間や認定の有効期間について合議体毎のばらつきはあるが、順調に推移している。

②施設の移行計画の状況

アンケート調査を行い、意向確認を行ったが、明確な方針を打ち出せずにいる傾向にある。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

作業所には10月までに法人格を取得してもらい、地域活動支援センターなどの新しい事業体系へ移行できるよう支援している。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

10月の新体系移行に向けて準備を進めている。

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書 1-1

自治体名	秋田市	担当課名	福祉保健部 障害福祉課
担当者名	阿部	連絡先	018-866-2093

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

・施行前に、施設・居宅事業関係者、各種障害団体等への説明会の開催や、市広報誌への特集記事掲載、また、居宅サービス利用者対しては、自立支援法施行についての案内文・市作成パンフレットを全個配布し事前PRに努めたため、サービス利用状況についての利用者の変動は特に見られなかった。

しかし、施設入所者で利用者負担が増加したことを理由に退所した利用者が若干名いた。

② 事業者の運営状況

・請求事務に関する通知を受け3月31日に4月以降の請求事務についての説明会を実施したが、実際の4月分の請求に関しては、明細書の算定間違いや加算についての勘違いが多く見られ、請求期限を6月まで延長し対応した。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

・6月20日現在、20名（身障10名、知的8名、精神2名）の認定を終了。9月当初まで約300人の認定が必要。当市では2合議体設置しているため、今後は、週2回の体制で実施予定だが、「医師意見書」の回収率が悪くその影響で審査会を延期せざるを得ない状況。

② 施設の移行計画の状況

・現行の支援費指定施設については、H18.10に新体系への移行の考えを表している施設が1カ所。4施設がH19.4に移行の考えを表している。当市では、7月中に当市指定施設15カ所へ訪問し、新体系移行計画についてのヒアリングを実施予定。

障害者自立支援法施行状況等調書 1-2

自治体名	秋田市	担当課名	福祉保健部 障害福祉課
担当者名	阿部	連絡先	018-866-2093
③小規模作業所の移行に向けた対応状況 ・身障・知的系については、4～5月に市内の小規模作業所5箇所を回り、10月からの意向を聴取した結果、次のとおり。 作業所A：かなり本格的に授産活動をしており、常時10名以上の通所者を確保。本体施設（通所授産）が3年を目処に新体系に移行する際に、本体の第2種社会福祉事業として地域活動支援センターⅢ型に移行を予定。 作業所B：常時10名以上の通所者を確保。他の小規模通所授産施設と合併し、今年10月から新体系に移行予定。 作業所C：利用者は常に6名程度。建物は一般住宅に少々建て増しがある程度。裂き織りの生地や革製品、木工製品などを作成しており、遠方からも発注がある。しかし、さらに利用者を増やし、「1日の実利用人員概ね10人以上」という条件を満たすことが難しいため、今年10月からの移行はなし。来年度については検討中。 作業所D：利用者は11名いるものの、デイサービスと併用している者、車椅子を使用しており天候によって来ない者もあり、常時10名通所は維持できない。また、利用者がわずかな工賃を楽しみに通所していることから利用者負担をとりたくないこともあり、決定を保留中。今年10月からの移行はないと思われる。 作業所E：一般住宅使用。重心の利用者が主だが、他に、他の通所施設などで作業についていけなかった者、精神障害で毎日通所できない者などが利用しており、1日の利用者は多くても6人。現状維持するしかない様子。 ・精神小規模作業所は当市設置の2カ所があり、家族会に運営委託している。4月から家族会と移行について協議し家族会がNPO法人に向けて動き始めているが、作業所の設置はH15.4であり地域活動支援センター移行要件である「概ね5年」に達しておらず、また、利用人数確保が困難な状況からH18.10移行は考えていない。来年度以降については検討中。			

障害者自立支援法施行状況等調書 1-3

自治体名	秋田市	担当課名	福祉保健部 障害福祉課
担当者名	阿部	連絡先	018-866-2093

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況について記載してください。

（障害者デイ）・当市指定デイサービス事業者5事業所（併設型4カ所・単独型1カ所）に対し、10月以降の計画についてヒアリングを6月中に実施。

内容は、・「生活介護」移行→1事業所

・「生活介護+自立訓練」又は「生活介護+就労移行」の
「多機能型」移行→3事業所

・「未定」→1事業所

いずれも、最低人員の確保と送迎についてが問題となっている。

（精神）・秋田市内に設置されている精神障害者地域生活支援センター「クローバー」に対し、地域活動支援センターⅠ型および相談支援事業の委託について6月下旬に協議予定。

3 その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

・障害者デイサービス事業について

H18.10 以降のデイサービス事業廃止について、即新体系移行が困難なデイサービス事業者に対して移行に関する猶予期間を設定する考えはないか？

・社会福祉施設等施設整備費補助金返済中の事業者について

施設整備費補助金をうけ障害者デイサービス事業を行っている事業者が、新体系に移行できず10月から障害福祉サービス事業者指定を受けることができなかった場合、どういう扱いになるのか？

・地域生活支援事業補助金について

国庫補助金の配分額については7月頃内示予定とはあるが、現在、市内に設置されている精神障害者地域生活支援センターに、精神障害者の相談支援事業とあわせて地域活動支援センターⅠ型に移行するよう打診しているが、地域生活支援事業国庫補助金の配分額等の詳細や地方交付税財政需要額への算入額が不明であるため、委託に向けた事務が思うように進められない。

・H15.3.25 障発第0325006号「利用者負担の算定（略）」の「年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い」は継続しているのか？

・10月から送迎加算が廃止されるがその廃止理由と代替の救済策はあるか？

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	郡山市	担当課名	障害福祉課
担当者名	鈴木義則	連絡先	024-924-2381

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

② 事業者の運営状況

について記載してください。

① 請求が遅れており、全ての事業者から出ていないため確定できないが、居宅介護の金額ベースで約2割程度の減となっている。

② 事業者からは特に大きな混乱は見られない。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

について記載してください。

① 現在、障害程度区分認定の作業を行っているがその目途も立っておらず、ましてや支給決定は間に合わない恐れがある。

② 今年10月に移行する話は現在のところない。

③ 県実施のアンケートの結果を基に移行に関する意向確認をしている状況。

④ アンケートの結果、生活介護への移行を希望している事業所が多く、移行可能かどうか検討している状況。

3 その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

・支援費の時と支給決定までの手続が複雑化していることと対象者の数が違いすぎるため、準備に時間が掛かること、また、事業者の意向が今の時点で掴めないため、支給決定ができずにとっても間に合わない。

・日帰りショート入居の廃止になることについて、地域生活支援事業で代替事業を検討する際、職員は本来の事業との兼務は可能なのか提示してほしい。

・国庫負担で日中活動系サービスを併用する場合、訪問系サービスの基準額が下がるが、作業所は日中活動系サービスではないため、作業所利用者と日中活動系サービス利用者との整合性が図れない。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	いわき市	担当課名	障がい福祉課
担当者名	塩田 学	連絡先	0246-22-7486

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

自己負担額の1割負担化により、本年3月と4月の実績を比較すると少なからずとも利用者の利用控えが生じていることが窺える。

※ 例：居宅介護 16,308 時間 → 14,541.5 時間 (▲10.8%)

② 事業者の運営状況

これまで福祉サービスの一部として一定の単価の中で安定的に得られてきた食費光熱水費が実費負担となったことにより、この実費分の収入が入所者の利用状況に左右されるため安定的に得られず、軒並み施設の収入が減少している。

※ 例：更生入所施設（定員 100 人）24,232,700 円→22,526,811 円 (▲7.0%)

2 10 月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定及び支給決定について

7 月 10 日現在で利用者約 700 人のうち 123 人しか認定しておらず、9 月末までに全利用者の調査認定を行うのは困難な状況である。

また、今後、区分認定を終えたものから順次、聴き取り調査等を実施の上、サービスの支給決定を行っていくこととなるが、どの程度の事業者がサービスに参入するのかが見込めない中（特に単価の廉価な重度訪問介護や重度包括支援）、現段階ではサービスの支給決定をすぐには行えない状況にあり、程度区分同様、9 月末までに全利用者の支給決定を行うのは困難な状況である。

② 施設の移行計画の状況

移行計画時期が5年間の経過措置の後半部に当たる平成 21～23 年度に集中している状況である。（県事業所アンケートから）

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

市内の小規模作業所 20 箇所のうち、法人格を取得しているのは2箇所のみであることから、新体系への円滑な移行が図られるよう、法人格の取得を作業所の運営母体に進めているところである。

④ 経過措置対象外事業所の移行に係る対応状況

障害者デイサービスについては、現行のサービスがどの新サービス体系に相当するかが判然としないため、対応が難しい状況である。

3 その他

- ・ 児童デイサービスについては、本年 10 月から療育に特化した事業となるが、療育の必要性が認められれば、療育手帳を取得していない児童であっても利用は可能なのか、お伺いしたい。
- ・ 児童のサービスについては5領域 10 項目の調査に基づき決定するとなっているが、サービス支給の適否は何を根拠に（どのような指標に基づいて）判断することとなるのか。

いわき市

- ・ 2の①でも記述したように、調査員不足や医師意見書の提出遅延により、調査認定事務がはかどらず、9月末までに必要とされる障害程度区分認定を終えるのが困難な状況である。ついては、認定時期の終期を延長するなどの経過措置を国として検討していただきたい。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	宇都宮市	担当課名	保健福祉部 障害福祉課
担当者名	吉岡 真人	連絡先	028-632-2365

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

- ① 利用者のサービスの利用状況
 - ・特に目立った利用控えはない。
- ② 事業者の運営状況
 - ・請求事務に関する混乱が見られる。（4月分請求の事業者が14％）

2 10月施行に向けた取組状況について

- ① 障害程度区分の認定状況
 - ・判定件数49件（6／21現在、進捗率3.8％）
- ② 施設の移行計画の状況
 - ・県が移行希望アンケートを実施したのみ
- ③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況
 - ・未対応
- ④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況
 - ・未対応

3 その他

- ・10月施行に係る政省令案はいつ頃提示されるのか。
- ・補装具の給付事業において、現行の受領委任払い方式も検討しているということであったが検討状況はどうなっているのか。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	川越市	担当課名	障害者福祉課
担当者名	川上 博之	連絡先	049-224-8811（代表）

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況（4月現在）

- ・ 自立支援医療 2, 525人
（旧精神通院公費2, 461人、旧更生医療40人、旧育成医療24人）
- ・ 施設496人（身体障害者施設128人、知的障害者施設368人）
- ・ グループホーム57人（知的54人、精神3人）
- ・ 短期入所57人（児童18人、知的23人、身障16人）
- ・ デイサービス129人（児童28人、知的4人、身障97人）
- ・ 居宅介護332人（児童35人、知的137人、精神19人、身障141人）

② 事業者の運営状況

- ・ 施設においては、前年比（同月）で収入減の傾向がみられる。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- ・ 現在、認定調査を実施中。

② 施設の移行計画の状況

- ・ 調査中

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・ 検討中

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・ 検討中

3 その他

とくになし

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	船橋市	担当課名	障害福祉課
担当者名	西澤	連絡先	047-436-2307

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

別紙のとおり。

②事業者の運営状況

- ・施設については、特に報酬が月額から日額になったことにより、収入減となった。
- ・上限額管理事務、利用者負担額算定事務が煩雑。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

- ・4月第2週より市職員による認定調査実施中（調査済み約400件）、主治医がいない知的障害者が多く、医師の意見書が回収できない。
- ・6月2日、審査会委員委嘱状交付。
- ・6月29日、模擬認定審査会実施予定。
- ・7月10日から認定審査会実施予定

②施設の移行計画の状況（5月中旬、移行アンケート実施、身体4施設・知的9施設）

1. 身体障害者療護施設・生活介護（H19.4）1、移行予定なし 1
2. 身体障害者授産施設・就労継続支援（雇用型）（H19.4）1
3. 身体障害者小規模通所授産施設・就労移行支援、就労継続支援（非雇用型）（H18.10）1
4. 知的障害者更生施設・移行予定なし（入所、通所とも）6
5. 知的障害者授産施設（通所）・移行予定なし 2
6. 知的障害者小規模通所授産施設・移行予定なし 1

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

4月8日に市内作業所連絡協議会に出席し、10月からの新サービス体系について説明、5月中旬に移行アンケート実施。（市内19作業所）

- ・移行しない・・・2 ・就労移行支援・・・1 ・就労継続支援（非雇用型）・・・1
- ・地域活動支援センター（Ⅲ型）・・・9
- ・地域活動支援センターを含む多機能型・・・5 ・未定・・・1

※ 地域活動支援センター（Ⅲ型）移行には、現作業所での家賃補助を継続補助する。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・障害者デイ・・・身体デイ・・・生活介護、地域活動支援センター（Ⅱ型）1

知的デイ・・通所更生施設に移行し、経過措置中に対応する 2

- ・ 精神地域生活支援センター・・地域活動支援センター（I型） 1

3 その他

・ その他施行に伴う課題等

- ・ 施設入所者の程度区分が区分4以上（50歳以上は区分3）であり、経過措置期間終了時に、退所となるのではとの不安な声がある。
- ・ 請求関係の各種通知が国から来るのが遅かったため、事業所から問い合わせがあっても答えられない。
- ・ 「上限管理者」という新しい制度ができたが、利用者にあまり理解されず、委任を受けた事業者は少ない。また、上限管理者制度を理解していないためか事業者間の連絡も悪く、上限管理結果表が提出されても利用者負担額の算定が間違っていることが多かった。
- ・ 高額障害福祉サービス費の償還払いの事務を始めるにあたり、請求期日に間に合わない事業者への対応をどうすべきか苦慮している。（支援費制度の時から何か月分かまとめて請求してくる事業者があり、再三請求期日を守るよう指導している。その事業者に介護保険利用者がいることからどのように高額障害福祉サービス費の償還払い用データを作成し、介護保険の利用者データと照合すべきか悩んでいる。）

※ 参考となる資料があれば添付してください。

居宅介護比較

項目		利用者人数		利用回数		利用時間	
		H17. 4	H18. 4	H17. 4	H18. 4	H17. 4	H18. 4
身障	身体介護	58	68	1240	1265	1595.0	1636.0
	乗降介助	1	1	18	6		
	家事援助	64	78	679	965	1114.5	2273.5
	移動(身有)/外出介護(身有)	13	14	95	118	317.5	351.5
	移動(身無)/外出介護(身無)	57	64	366	416	1422.5	1427.5
	日常生活	15	11	951	482	2340.0	1376.0
	利用実人数	163	180			6789.5	7064.5
知的	身体介護	8	21	69	183	106.5	253.0
	乗降介助	0	0	0	0		
	家事援助	6	8	89	92	116.5	137.5
	移動(身有)/外出介護(身有)	48	59	239	246	755.5	644.5
	移動(身無)/外出介護(身無)	12	13	29	42	100.5	145.5
	行動援護	0	0	0	0	0.0	0
	利用実人数	106	79			1079.0	1180.5
児童	身体介護	7	16	48	89	118.0	197.5
	乗降介助	0	0	0	0		
	家事援助	1	1	2	4	3.0	6.0
	移動(身有)/外出介護(身有)	55	66	267	306	903.0	1095.0
	移動(身無)/外出介護(身無)	7	10	35	45	118.5	144.0
	行動援護	0	0	0	0	0.0	0
	利用実人数	68	82			1142.5	1442.5
精神	身体介護		0		0		0.0
	乗降介助		0		0		
	家事援助		86		86		141.5
	移動(身有)/外出介護(身有)		0		0		0.0
	移動(身無)/外出介護(身無)		7		20		23.5
	行動援護		0		0		0
	利用実人数		17				165.0

施設利用者数

種 別	H17.4		H18.4		種 別	H17.4		H18.4		種 別	H17.4		H18.4	
	施設数	人数	施設数	人数		施設数	人数	施設数	人数		施設数	人数	施設数	人数
入所更生(県内)	23	80	22	72	入所療護(県内)	10	32	10	32	生活訓練施設(市内)	1	2	1	2
入所更生(県外)	23	33	21	31	入所療護(県外)	2	2	2	2	精神障害者福祉ホ一ム(県内)	2	2	2	2
入所更生(市内)	2	78	2	79	入所療護(市内)	2	49	2	48					
入所更生(北総育成園)	1	52	1	52	入所授産(県内)	2	2	2	2					
入所授産(県内)	5	9	5	7	入所授産(県外)	3	5	3	5					
入所授産(県外)	2	2	1	1	入所更生(県内)	2	11	2	6					
入所計	56	254	52	242	入所計	21	101	21	95	計	3	4	3	4
通所更生(県内)	3	4	2	2	通所療護(市内)	1	3	1	4					
通所更生(県外)	2	2	2	2	通所授産(県内)	1	1	1	1					
通所更生(市内)	3	119	4	145	通所授産(市内)	1	16	1	18					
通所授産(県内)	5	30	6	34										
通所授産(市内)	1	32	1	31	国立塩原視力障害センター	1	2	1	2					
通所授産(光風みどり園)	1	98	1	95										
通所計	15	285	16	309	通所計	4	22	4	25					
合計	71	539	68	551	計	25	123	25	120	合計	3	4	3	4

精神障害者

身体障害者

知的障害者

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名：横須賀市
担 当 者：内藤一也

担当課名：健康福祉部 障害福祉課
連 絡 先：046-822-9398

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービス利用状況

4月提供分については、定率化された実感が利用者には湧かなかったようであるが、5月提供分からは、利用者負担額のことを考慮した上でサービス利用をする利用者が増えたような所感がある。

また、一部では利用者負担をすることができずサービス利用を断念する世帯も徐々に発生している。サービスの優先順位を勘案すると訪問系サービスより日中活動系サービスを断念する傾向にある。

②事業者の運営状況

単月ベースでの試算表の提出を求める等の措置を講じていないため、会計上の運営状況の把握はしていない。

事業者との意見交換では、報酬の日額化による経営への影響が大きいことと、グループホームの運営が困難になったという相談が多く寄せられている。

特にグループホームについては、本市所管のものについては、ADLが低い上に関係支援の必要度の高い者が利用するケースが多く、世話人のみの支援では運営ができないモデルとなっている。

このため、別途、確保しなければならない支援職員の雇用が現状の報酬では困難なため、運営が困難な状況となっている。

これに関しては国基準の報酬以外に県・市単独補助金の投入も行っているが、それでも人員の確保が難しいため、ボランティアや親が支援に回るなどの応急的な措置を講じて運営している状況である。

また、10月以降の国基準の報酬案では運営が一層困難になるとのことで国基準の報酬引き上げの要望が非常に強い。

2 10月に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

4月20日に市町村審査会を立ち上げ、5月8日から審査を開始した。

6月15日現在で128名の認定を行っている。

当面、審査の必要な件数は約1,000件であり、今後、審査のスピードをあげて対応していく必要がある。

②5月に国の実施した全国調査の結果では、通所系サービスの事業者から早い時期に新体系サービスへ移行する計画があるとの結果が出ているが、入所系サービスの事業者は移行計画未定との回答が多かった。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

神奈川県は作業所は地域作業所と呼ばれ、国の言う小規模作業所とは理念や運営方法をやや異とするものであるため、地域活動支援センターという小規模作業所の移行モデルはなじみにくい。

本市では、市作業所連絡会と定期的に情報交換を行っているが、事業者には上記のような事情により作業所の移行モデルの事業ではなく、新規の法定事業として位置づけた説明を行っている。

運営基準や委託報酬など示していない中ではあるが、精神系の地域作業所を中心に参入希望は出ている。

移行を想定していない関係者の不安要因を尋ねると、国には小規模通所授産施設のように移行したあとに制度が廃止となった苦い経験があるため、制度に対する信頼性に疑義を唱えるものである。

④経過措置対象外事業所の移行に向けた対応状況

毎月、関係事業者と意見交換会を開催している。本市の日中活動系サービスのあり方の意見交換からスタートし、自立支援給付と地域生活支援事業のフレームでさまざまな地域のニーズに対応する重層的な日中活動系サービスのメニューの検討を行っている。

この場での意見交換に基づき、既存の事業者が多機能型のサービス提供を実施することで既存の利用者の日中活動の場の確保と新規のニーズに対応できるような事業の創出、運営基準の策定、報酬の設定を早急に検討している。

3 その他

施設から地域生活へという時代の流れの中で、従来の施設の機能である「すまいの場」、「日中活動の場」、「相談支援」、「動作介助ケア」、「関係支援ケア」などを地域全体の社会資源として整備した上で地域生活移行を推進していかなければならないが、「すまいの場」として中核的なサービスである「ケアホーム・グループホーム」という事業基盤が瓦解しかかっていることの危機感を地方とともに国も共有していただきたい。

現状では、運営を中止する事業者が生じることも十分に想定され、地域に社会資源を増やさねばならない現状に相反する状況となっている。

入所施設から地域移行を目指している利用者、親亡き後の安心を手に入れた親御さんからすれば、このような状況は相当の逆風となることをご理解いただきたい。

また、一度壊した信頼を取り返すことの困難さを理解いただきたい。

報酬を上げるか、財源を地方へ移管するかいずれかの措置を早急に講じていただきたい。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	相模原市	担当課名	障害福祉課
担当者名	森	連絡先	042-769-8355

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

② 事業者の運営状況

について記載してください。

別紙のとおり

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

について記載してください。

別紙のとおり

3 その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

別紙のとおり

参考となる資料があれば添付してください。

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

サービスの利用状況については、請求の方法及び自己負担の捉え方が4月から変更となった。事業者からは、請求データが4、5月分とあがってはいるが、支援費制度の月額請求と大きく乖離（4月は少なく5月が多い）し、定率負担導入に当たってのサービス利用について実態は把握しかねる。

② 事業者の運営状況

施設に関しては、通所施設利用者一人あたりの月間通所日数の平均が概ね18日で、昨年度の月額の約85%程度となっており、定員外に利用者を確保する施設も2～3箇所見られている。入所施設の利用は平均月28日であり、報酬は約90%程度である。

居宅事業所に関しては、全体として請求量が減っているが原因として、利用者負担が発生したことにより、今までどおりの支給時間を全て利用せず、負担の状況と家計への影響を見ながら利用を控えている現状がある。また、新しい制度に合わせた報酬算定請求システムの導入により、事業者がまだ新システムでの算定方法、請求に慣れていない状況もあり、事業者自体が報酬の月総額をまだ把握していない状況。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

約1,200人の対象者のうち、認定作業が終了した者は159人（13.2%）である。

そのうち、一次判定から二次判定において程度区分が変更となったものは、55人（34.6%）であるが、一次判定の2～4区分に該当するものの変更率が高い状況にある。

なお、訪問調査については、概ね1件あたり80分前後である。

② 施設の移行計画の状況

市内施設へ新体系サービスへの移行予定調査を実施したが、（財）日本知的障害者福祉協会が障害程度区分について厚生労働省との折衝中であることを受け、市内施設からは、「現状の前提条件では移行は考えられない。」との回答を受けているため施設の移行計画は現在把握できていない。

市としては、再三にわたり提出を促しているが、回答は得られていない。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

施設と同様、市内にある35箇所（指定管理者制度1箇所を除く）の地域作業所に対して新体系サービスへの移行調査を実施して、別紙のとおり回答を受けている。

本市としては、移行にかかる支援として、個別給付への移行に限っては、「施設整備費」や「備品購入費」等を補助する制度を検討している。また、地域活動支援センターⅢ型への移行については、6月14日付け「地域生活支援事業に係るQ&A」の中で従

相模原市

来は、委託事業としてのみの実施であったが「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」という記載があったことから、現在の補助額を基本に、希望国庫補助の上乗せを検討している。

なお、補助事業で実施した場合「その他事業」の位置付けから統合補助金の「事業評価の指標」から外れ、市の歳出が膨らむことが懸念される。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイサービス事業者には、平成18年10月以降に向けての説明会を既に行った。7月頃、利用者の認定区分が決定するが、それによって利用できるサービスが、決まってくるため、8月以降にはデイサービス事業者に対し、移行先の確認等を行う予定。

また、精神地域生活支援センターについては、精神障害者地域活動支援センターⅠ型への移行を視野に入れ、事業の再編を検討中。

3 その他

課題等

- ・ 利用者負担が、居宅サービス利用を控えているかは不明であるが、通所利用者はサービス利用を控えているようである。
- ・ 地域生活支援事業が統合補助金であることから、予算編成において歳入の額をどのように取り扱うか。
- ・ 短期入所の日中の扱いが10月以降なくなることから、現行利用している者の日中活動の場の確保
- ・ グループホームの単価（案）が低いため事業者の経営が難しくなる。
- ・ 市内法人と数回話し合いを持ったが、報酬単価が全体的に低く経営が成り立たないといわれている。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	新潟市	担当課名	障害福祉課
担当者名	小柳 健道	連絡先	025-226-2624

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

- ・ 5月末時点で利用者負担増による施設退所者7人（グループホーム2人含む）

② 事業者の運営状況

- ・ 制度改正に伴う事業運営費への影響は不明だが、知的通所授産施設で年間1,000万円程度減額になるとの試算もあり、適切な運営ができるような、報酬、単価の改正をお願いしたい。
- ・ 請求事務が煩雑で法人事務にかなりの負担となっている。
- ・ 支援費で使用していた請求処理システムが使えず、新たな請求処理システムを導入している。また、制度改正にシステム改修が追いつかず、購入後使用できなくなった事例をいくつか聞いている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- ・ 5月末より審査・判定を開始
- ・ 意見書記入への周知不足、記入ソフトの未配布により医師から苦情が多々有。そのため、意見書の依頼後の回収が遅れている。
- ・ 認定調査済が進まず、審査対象者が不足し、6月23日現在で91件審査済み（6.5件/1合議体当り）。今後9月末までに移行対象者の調査、審査が完了するか懸念される。
- ・ 区分変更の状態像が判断できないとの申し出があり、本市の審査会にて区分変更となった事例を、「区分変更の例」の書式により追加配布予定

③ 施設の移行計画の状況

- ・ 今後移行希望を確認予定
- ・ 周知期間が短く、新サービス体系全体が具体的に示されないと、事業者も判断できない。

④ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・ 早急に法人格を取得し、速やかに新体系への移行を指導中。38施設中29施設が地域活動支援センターへの移行を予定している。
- ・ 11施設が現在法人格を有している。

⑤経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・ 検討中

3 その他

（その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。）

- ・ 利用者負担額のより一層の軽減措置を実施していただきたい。
- ・ 自立支援法が施行され、地域によって助成措置が設けられ、利用者負担額の地域格差が広がっている。
- ・ また、障害程度区分を導入しても、支給決定基準を市町村で決定することから、支給量の地域格差が広がると考えられる。
- ・ 地域生活支援事業に移行する移動支援は、利用者ニーズが高く、利用者数も着実に増加しているため、統合補助ではなく、従来どおり実績に応じた補助金としていただきたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	金沢市	担当課名	障害福祉課
担当者名	井駒	連絡先	076-220-2291

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

② 事業者の運営状況

について記載してください。

- ① 従前から現行負担上限月額を超える支給量により生活している利用者については、特に利用量の変化は見られないが、介護給付費の定率負担額が現行負担上限月額に収まる支給量の利用者については、利用の差し控えや利用時間の変更（居宅介護において、夜間早朝から日中への変更）が見受けられる。

- ② 営業日の変化がある。（例：通所施設の土日祝日の営業）

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

について記載してください。

- ① 約600人の認定調査対象者に対する調査については、事業所への委託も含めた体制で5月下旬から認定調査を開始している。審査会については、7月中旬から6合議体体制で開催予定である。

- ② 石川県の協力を得ながら、移行予定について調査中。平成18年10月から新体系での運営を予定している施設利用者に対しては認定調査の必要があるため、スケジュールを調整している。

- ③ 市内21カ所の小規模施設については、法人格を持たない施設への指導、移行可能性のある事業の説明等についても、実施中である。

- ④ 石川県にて調査中であり、各事業所においても、新体系での計画を策定中ある

3 その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	長野市	担当課名	保健福祉部障害福祉課
担当者名	臼井 一	連絡先	026-224-8730

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

サービスの利用回数を減らし、通所をやめた利用者が少なからず存在している。利用者負担増によるサービス手控えになっているのか、4月分請求処理が済んだ時点から実態を調査していく予定でいる。

② 事業者の運営状況

報酬単価の減と日払い方式による収入減に加え、事務が煩雑になったことへの不満が寄せられる。特に、請求事務については、上限管理事務が複雑であり請求の遅延につながっている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

審査会が6月12日から開始され、ようやく50件弱の認定結果がだされたが、予定よりもかなり遅れている状況である。かかりつけの医師がいない、認定調査拒否、調査員の力量、判定ソフトの使い勝手の悪さ等によるものであり、支給決定時期へのしわ寄せとなることに不安をもっている。

② 施設の移行計画の状況

平成18年度10月に新体系に移行する施設はないものと思われる。平成19年度以降、順次 基準単価、最低基準等を考慮し、移行していくものと思う。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

公設民営の作業所は、19年度より地域活動支援センター等への移行を検討。その他の作業所は、地域活動支援センター等への移行の時期などは検討中であり、未定。

④ 経過措置対象外事業所(障害者デイ、精神地域生活支援センター)の移行に係る対応状況

精神地域生活支援センターについては、地域活動支援センターⅠ型へ移行の予定。障害者デイについては、他の通所事業等との複合施設の場合は、生活介護と地域活動支援センター等による移行を検討中。身体障害者が主に利用している障害者デイでは、生活介護への移行を検討している。

3 その他

障害児の支給決定手順について、特に認定調査についてどのように行っているか、調査委託を行っているのか他市の状況を教えていただきたい。

障害者自立支援法施行状況等調書

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

- 利用者負担の問題について、現在のところ、増加した利用者負担額のためサービスの利用を断念しているという状況は見られないが、通所施設利用者には負担重圧感があり、6月議会では、そうした声を背景に、一部会派から独自の負担軽減策について要望があった。
対応としては、通所施設利用者を中心に実態の把握が必要と考えている。

② 事業者の運営状況

- 4月の収入が事業全体で300万円の減収となり、10月からの経営的な展望を望めず、この先の経営が成り立たないという訴えもあり、6月議会でも取り上げられた。事業からの撤退もあり得ない話ではなく、対応に苦慮している。
- 請求方法の複雑化に伴い、事業所に混乱が見受けられる（請求の遅れ、請求ミスが頻繁に起こっている）。
また、事業者の事務の遅れに伴い、利用者の個人負担額の確定時期も遅れている。
- 上限管理について、単価が安い上に作業には時間がかかり労力もかかると苦情が多い。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況について

- 審査会では次の2点の意見が強く表明された。このうち、イについては、岐阜県の作成した判断基準によることとした。
 - ア 第一次判定には知的障害や精神障害の障害特性が反映されていない。
 - イ 一次判定を修正する場合、2ランク以上の場合の判断基準が示されていない。
- 認定調査項目の選択の判断基準について、知的障害・精神障害の場合には、疑問点がある。

例えば「障害程度区分関係Q&Aについて」（平成18年4月12日事務連絡）の「6-5 記憶・理解」の自分の名前を問われて「愛称で答えて生活上問題が生じていないのであれば「できる」と判断する。」という考え方等。「生活上問題が生じていなければ」という判断基準ではなく、「通常の社会生活に照らして」というレベルの判断基準でなければ、知的障害者や精神障害者の障害特性は、第一次判定に反映されにくいと考える。

○ 本市の認定状況については、別紙参照。

② 施設の移行計画の状況

- 知的障害者更生施設、授産施設、通所授産施設、身体障害者療護施設等については、新事業・施設体系の基準・報酬単価への批判が強く、かつ、猶予期間があることもあり、移行への具体的な動きは見られない。
 - ・ 知的障害者通所授産施設の場合、就労継続支援（B型）では経営困難となり、就労移行支援（A型）は、利用者の障害の状況から現実的でない、という問題がある。
 - ・ 知的障害者通勤寮については、グループホームが移行の対象として考慮されるが、現行の通勤寮の役割の必要性から、躊躇している。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

- 本市の場合、独自の運営補助が10人以上で年間1,000万円を越える状況であり、事業者には移行へのインセンティブが働かない。
- 上記の運営補助水準をベースに地域活動支援センターの制度設計を検討中である。

④ 経過措置対象外事業所の移行に係る対応状況

- デイサービスについては、生活介護や地域活動支援センターへの移行を奨励しているが、10月からのすみやかな移行が困難な事態も予測し、市独自の経過措置を検討中である。事業者からは、介護保険のデイや就労継続支援等では満たされない障害者のニーズがあるという意見が表明されている。
- グループホームについては、事業者にはほとんど先の見通しがなく、市としても対応に苦慮している。今後の入所施設利用者の地域生活移行に

大きな支障が出るものと思われる。国による経過措置が必要不可欠である。

3 その他

①地域活動支援センターの運営補助について

無認可のいわゆる小規模作業所については、法定化への方途の一つとして、地域活動支援センターへの移行策が示された。しかし、同センターの運営補助については、地域生活支援事業として整理され、しかも、地域生活支援事業の全体事業に対する統合補助金となった。さらに、統合補助金について、平成18年4月26日に開催された「障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議」資料によれば、20年度までは暫定措置として、事業実績割合と人口割合で国庫補助金が配分されるものの、21年度からは人口に基づく全国一律の配分とする予定であるとのことである。これでは、無認可の施設から法定化へ踏み出した事業当事者の努力がまったく評価されないに等しく、法定化へのインセンティブが働かないのではない。また、法定施設としながら、国として運営にほとんど責任をもたない、ということになるのではないか。

②新事業・施設体系の基準・報酬単価について

報酬単価と利用実績払い方式に事業者から極めて批判が強い。
利用者負担に跳ね返らない方式で、なんらかの救済策を用意してほしい。

③経過措置対象外のデイサービス及びグループホームについて

経過措置が必要である。

④受給者証・各種様式等を発行に伴う作業の準備期間を十分考慮し、早く示してほしい。(H18.4 施行時には、かなりの混乱があった。内容について途中変更があるに対応しきれない)

⑤国保連合会への支払いにおいて他機関(国保・医療等)でトラブルが多いと聞くが、自立支援法においては十分な準備期間を経てシステム改修等で対応できるのか? インターフェース等がすでに予定より遅れているが、いつ頃示される予定か?

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	浜松市	担当課名	保健福祉部 障害福祉課
担当者名	小林俊博	連絡先	053-457-2034

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

事業者の運営状況についても、現在、事業者において検討をおこなっているところであり、利用者のサービスの利用についても、こうした状況の中で推移するものと思慮される。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

7月中旬から審査会を行う予定である。ただし、二次判定については、基準が明確でないなどの課題も多く苦慮しているところである。

② 施設の移行計画の状況

1 の回答のとおり、明確に計画を打ち出せない状況にある。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

基本的には、法定施設への移行を促しているところであるが、1 の回答のとおりである。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る
対応状況

③と同様の状況である。

3 その他

地域生活支援事業について、具体的な事例、費用徴収の基準等がある程度モデル的にご提示いただく中で、市としての独自事業を考えていくことが、利用者のサービス維持の観点からも必要ではなかと考えている。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	豊橋市	担当課名	障害福祉課
担当者名	杉山昭夫	連絡先	0532-51-2329

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

未集計のため不明

② 事業者の運営状況

未調査のため不明

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

660人中99人が審査会の二次判定を終了（6月21日現在）

②施設の移行計画の状況

未調査のため不明

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

18年度の移行予定なし

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

市直営の障害者デイサービスは10月から地域活動支援センターに移行予定
民間の障害者デイの多くは生活介護に移行予定

3 その他

10月以降の政省令がいまだ出されていないため施行準備に支障をきたしている
ので、早期の情報提供をお願いしたい。

ショートステイの日中受入は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業とするので
はなく、必要なサービスとして従来どおり障害福祉サービスで実施すべき。

通院介助については、従来通り居宅介護で実施しないと介護保険との整合性がない。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	豊田市	担当課名	障害福祉課
担当者名	那須	連絡先	0565-34-6751

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

利用者負担増を理由に施設を退所した者はいない。

通所施設において、世帯分離により低所得となる者が見受けられる。

② 事業者の運営状況

グループホームを中心に10月以降の報酬単価では運営できないとの声が聞かれる。

通所療護については、激変緩和措置の対象となる施設が多い。

定員を超過して利用者を受け入れている施設は4月請求分ではない。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

69人(6月21日現在)が審査済 全体の11%

② 施設の移行計画の状況

豊田市として独自に意向を確認する機会を7月に持つ予定。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

現状、豊田市の委託事業となっており、今年度はそのまま継続して委託する予定。(知的障害者 11ヶ所、精神 2ヶ所)

④ 経過措置対象外事業所(障害者デイ、精神地域生活支援センター)の移行に係る対応状況

現時点で障害者デイは十分な見通しがない。事業所が判断できるように障害者デイ利用者の障害程度区分認定を優先して行なっている。

地域活動支援センターの実績払い分の単価については県が調整を実施。

精神地域生活支援センターについては、広域対応していた相談窓口が市町村での対応になるため、関係市町村の委託の方法、委託割合について検討して

いる。（平成18年度後半分は県の補助金額を関係市町村で按分する形で調整している。）

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

地域生活支援事業で利用者から負担金を徴収する場合の行政の事務手続き、条例化の遅れに伴い、給付事業（扶助費）として位置付ける以外の方法がないと考えている。6月14日のQ&A以外に通知等をお願いできないか。

地域活動支援センターの具体的なイメージが十分にできない状況なので、より詳細な資料をお願いできないか。

制度設計（電算システム開発）上必要な情報の提供が遅れているので、速やかな情報提供をお願いしたい。

精神地域生活支援センターにかかる統合補助金の算定根拠が個所数となっていますが、複数の市町村で委託した場合の補助金の請求はどのように行なうのか。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	岡崎市	担当課名	福祉保健部社会福祉課
担当者名	伊藤 雅章	連絡先	0564-23-6113

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

施行前とほぼ変更なし。ただし、一部利用量を調整したり、施設に対して滞納している様子。

10月からの制度移行について不安を感じている利用者もいる。

② 事業者の運営状況

一部事業所からは、利用者の状況によって歳入が大幅に減少したと聞いている。

また、請求事務に関する作業が増え、事務担当が苦勞しているようである。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

5月上旬に第1回審査会を開催後、毎週火曜日に認定審査会を開催している。

1回あたりの審査件数は約30件。6月中に約80件審査終了を予定している。

施行までに約550件の審査を実施する予定である。

② 施設の移行計画の状況

現時点で施設から移行希望は出ていないが、毎月指定事業者説明会を開催し、事業者へ情報を提供するようにしている。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

18年度中に移行する事業所の情報は無いが、指定事業者説明会に小規模作業所も参加してもらっており、今後も指定事業者と同様の情報提供を行っていく。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイサービスについては、生活介護への移行と地域活動支援センターへの移行の2パターンを想定し、事業所と調整を行っていく予定。

精神地域生活支援センターについては、利用者の生活圏が広範囲に広がっていることを踏まえ、愛知県及び近隣市町村と連絡協議会を設置し、利用者が困らないような方法で委託を行うための最善の方法について検討している。

3 その他

- ・利用者に対して利用意向調査を行うにあたって、事業の詳細が正式に決定していないため、利用者への説明がむずかしく、どのように調査を行うべきか困惑している。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	高槻市	担当課名	障害福祉課
担当者名	澤田 雅治	連絡先	072-674-7164 hukushi@citytakatsuki.lg.jp

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

- ① 利用者のサービスの利用状況：介護給付については、自己負担の増加に伴い利用控えも見られる。特に通所施設の利用負担及び実費負担の増加が大きい。
- ② 事業者の運営状況：開所日数と日割り計算のため、減収となっている。
- ③ 特に通所施設については、22日を基本とした報酬となっているが、22日開所が困難な状況に有り、20日計算を求められている。
- ④ 通所施設利用において、22日を超えた支給決定を要望されている。
- ⑤ 月額上限管理及び請求事務が煩雑であるとともに、請求締め切り日が切迫している。
- ⑥ 10月以降のグループホーム・ケアホームの運営について危惧されている。

2 10月施行に向けた取組状況について

- ① 障害程度区分の認定状況：認定調査の進捗と医師意見書の提出が同期しないため、認定審査会が開催しにくい状況である。
- ② 施設の移行計画の状況：
- ③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況：
- ④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況：詳細把握中
- ⑤ 地域生活支援事業の負担の求め方、上限設定、介護給付との関係について苦慮している。

3 その他

- ・ その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。
- ・ 地域生活支援事業を補助事業で行う場合、利用者負担については事業者が収納し差額を補助する場合、費用負担にかかる条例化が必要ですか？

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	東大阪市	担当課名	福祉部障害者支援室
担当者名	田村	連絡先	06-4309-3183

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

利用状況については、とりわけ外出介護の利用時間数が減っている。またこれまで長時間利用が多く見かけられたが、これも少なくなっている。

② 事業者の運営状況

施設系が利用実績払いになった関係で、施設によってまちまちだが1～2割の減収を訴えている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

5月15日から調査開始、6月19日現在で調査済み230件/2000件
医師の意見書の回収が非常に困難（主治医のいない方の対応も）
6月19日から審査会開始

② 施設の移行計画の状況

障害の重度の方が多い施設は、生活介護施設へ移行を検討。それ以外は19年4月か？

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

小規模作業所への今後の補助金はどうなるかがポイント。なおいくつかの作業所でNPO法人格を取得し、移行を検討しているところもあり。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイの利用状況から地域活動支援センターⅡ型への移行を検討。精神地域生活支援センターについては、地域活動支援センターⅠ型で移行を検討。

3 その他

① 地域生活支援事業にかかるQ&Aで補助金の考え方が示されているが、本来必須事業とされている移動支援や地域活動支援センター事業などを自治体としての事業ではなく補助対象としていいのでしょうか

② その場合、利用料は事業者に任せてしまうのかどうかお教え願いたい

③ 地域活動支援センターで考えられている日中ショートは、センターに移行を考えている事業所がデイサービス事業所のためなじまず（現行では短期入所事業

所が行っているため)、その他事業とした場合、国庫補助対象となるのでしょうか

- ④ 現行のサービスと平行しながらの認定調査のため全体として遅れていることと主治医のいない場合の意見書が難しく、たとえば主治医がいなくの医師の意見書が困難な場合のみ意見書なしで判定してはだめでしょうか
- ⑤ 障害児についての調査は、基本的には現行のサービスの移行と考えてもよろしいでしょうか
- ⑥ サービス利用意向聴取は必ず行わなければならないでしょうか
- ⑦ 10月以降ケアホームに移行した場合、その構成員の障害程度区分では従前の報酬より下がる場合「従前額保障」という考え方はあるのでしょうか

※ 参考となる資料があれば添付してください。>

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	姫路市	担当課名	障害福祉課
担当者名	入江	連絡先	079-221-2454

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

- ① 利用者のサービスの利用状況 全体的に利用者負担の関係からか、利用が少なくなる。ただし、生活保護世帯等負担が変わらない利用者については、利用状況に変化はない。
- ② 事業者の運営状況 施設において、日額単価が導入されたことにより、経営が苦しくなったとの苦情は聞くが、10月以降の単価設定を待っている状態で、今のところは積極的な動きはない。

2 10月施行に向けた取組状況について

- ① 障害程度区分の認定状況 5月上旬から審査会を開催し、対象者の3割を認定済みであり、8月中には認定が終了する予定
- ② 施設の移行計画の状況 10月以降の具体的なサービス内容、単価の提示待ちの状況
- ③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況 新体系移行の困難な小規模作業所が大部分のため、今のところ現状維持の状況
- ④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況 地域活動支援センターについての市としての方針検討中であり、また、事業所においても検討中の状況

3 その他

- ・ 地方公共団体における施行準備に必要な政省令等最低限の法令の速やかな制定
- ・ 質問を出しても、いつまで待っても何も返ってこないヘルプデスクの有機能化
- ・ 最新のQ&A集の厚生労働省ホームページへの掲載による情報提供

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	奈良市	担当課名	障がい福祉課
担当者名	清水・向田	連絡先	0742-34-4593

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

介護給付については、全体として微減の傾向であり、単価の低い利用サービスを選択する傾向が少し見受けられる。

施設関係での利用状況については、ほとんど変化がない。

どちらにしても、4月の利用状況では、判断しにくい。

② 事業者の運営状況

日割り計算による影響が大きく、台所事情が苦しい施設があると聞いている。

土曜日に開所サービス等を実施したりして努力をしている。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

5月31日審査委員委嘱（6合議体30名）6月7日より審査開始

28件審査終了 審査予定件数 約850件

②施設の移行計画の状況

H18度中に施設整備を行う2法人のみ新体系へ意向の予定

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

県の移行希望アンケート調査結果が出ていないので、7月から8月にかけて移行調査の予定

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイ 個別給付事業か地域活動支援センターへの移行についての調査予定

地域生活支援センター 相談支援事業、地域活動支援センターを併せての委託を考え、内容、委託費等を検討

3 その他

- ・ その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。
- 市町村地域支援生活支援事業で、市域をまたがっての利用をどうするのか

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	和歌山市	担当課名	障害福祉課
担当者名	坂下	連絡先	073-435-1060

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

利用者負担額の改正に係る影響については、今後調査していく予定である。

② 事業者の運営状況

4月以降、事業の廃止を届ける居宅介護等事業者が5箇所ある。いずれも介護保険兼務事業所であり、対象者を精神障害者まで拡大し難いというのが主な理由である。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

平成18年3月に審査会を設置した。

居宅系サービスの認定対象者が約600人であるが、6/20現在で160人の二次判定を終えている。

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

1箇所150万円の移行促進補助金を平成18年度予算で創設し、法定事業への移行促進を図っている。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

地域生活支援事業に関する条例及び補正予算を6月市議会に提案済。現行の事業内容を10月以降実施できるように配慮している

3 その他

- ・ 障害福祉サービスの支給決定がドライン作りに苦慮している。
- ・ 地域生活支援事業の事業内容の決定に苦慮している。外出介護や地域活動支援センター等の先進事例の情報提供を国からして欲しい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	岡山市	担当課名	障害福祉課
担当者名	高橋	連絡先	086-803-1235

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

③ 利用者のサービスの利用状況

④ 事業者の運営状況

について記載してください。

①4月分の請求が揃っていないが、大きな変化は見られない

②報酬が低下して、請求事務も複雑になっている

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

について記載してください。

③別紙のとおり。移行出来ない作業所については、単市補助。

④タイムケア・レスパイト事業等を組み合わせて対応できないか。

3 その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

※

障害者自立支援法施行状況等調書（精神障害者分）

自治体名	岡山市	担当課名	保健管理課
担当者名	今井 増井	連絡先	086(803)1251

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

② 事業者の運営状況

について記載してください。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

について記載してください。

③・法人格取得についての相談受付

・地域活動支援センターへの移行についての相談受付

④・地域活動支援センターへの移行についての相談受付

3 その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

○精神地域生活支援センターについて、現行の国基準の補助金約2,000万円と、新制度における地域活動支援センターⅠ型で国が示している標準額1,200万円の差が大きいため、対応に苦慮している。

○地域生活支援事業について委託する場合、委託料の積算が難しい。

参考となる資料があれば添付してください。

小規模作業所 移行割合集計結果 (身体・知的)

◎全体 (利用人数ベース)

	合 計	個別給付							地域活動支援センター
		生活介護	自立訓練 (機)	自立訓練 (生)	就労移行	就労継続 (雇)	就労継続 (非雇)	計	
平成18年度	69	0	0	9	0	0	5	14	55
平成19年度	409	20	0	10	36	10	74	150	259
平成20年度	464	20	0	11	36	10	109	186	278
平成21年度	466	20	0	12	36	10	109	187	279
平成22年度	466	20	0	12	36	10	109	187	279
平成23年度	468	20	0	12	36	10	109	187	281

	地域活動支援 センター移行 ／全体	個別給付 への以降 ／全体	個別給付の内訳						
			生活介護	自立訓練 (機)	自立訓練 (生)	就労移行	就労継続 (雇)	就労継続 (非雇)	計
平成18年度	79.7%	20.3%	0.0%	0.0%	64.3%	0.0%	0.0%	35.7%	100.0%
平成19年度	63.3%	36.7%	13.3%	0.0%	6.7%	24.0%	6.7%	49.3%	100.0%
平成20年度	59.9%	40.1%	10.8%	0.0%	5.9%	19.4%	5.4%	58.6%	100.0%
平成21年度	59.9%	40.1%	10.7%	0.0%	6.4%	19.3%	5.3%	58.3%	100.0%
平成22年度	59.9%	40.1%	10.7%	0.0%	6.4%	19.3%	5.3%	58.3%	100.0%
平成23年度	60.0%	40.0%	10.7%	0.0%	6.4%	19.3%	5.3%	58.3%	100.0%

◎全体 (事業所数ベース)

	合 計	移行数	移行しない
平成18年度	31	7	24
平成19年度	31	29	2
平成20年度	31	30	1
平成21年度	31	30	1
平成22年度	31	30	1
平成23年度	31	30	1

	合 計	移行数	移行しない
平成18年度	100.0%	22.6%	77.4%
平成19年度	100.0%	93.5%	6.5%
平成20年度	100.0%	96.8%	3.2%
平成21年度	100.0%	96.8%	3.2%
平成22年度	100.0%	96.8%	3.2%
平成23年度	100.0%	96.8%	3.2%

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	倉敷市	担当課名	保健福祉局福祉部障害福祉課
担当者名	佐藤 和彦	連絡先	Tel 086-426-3305

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

4月から利用者負担が原則1割となったことにより、多くの利用者から不満の声が寄せられていたが各種説明会などを通じ、大きな混乱はそれほど無かったように感じられる。

しかしながら、4月以降、低所得者層（低所得1、2の世帯）の一部利用者が負担増を懸念し、利用回数を減らす、施設利用を控えるなどの動向も少数ながら見られた。

②事業者の運営状況

事業者側から見ると、報酬額の算定、請求方式が変わったことによりとまどいを感じていたようである。

実際の運営状況からすれば、居宅系事業者は大きな変動は無いように思われるが、10月からの新体系移行の詳細がつかめず、不安視している。

施設事業者、特に通所施設においては報酬の日額化に伴い、利用者の欠席が目立つ事業所では報酬が減り、激変緩和加算措置があるものの事業運営に苦慮しているようである。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

5月中旬より順次、認定調査・医師意見書の提出など諸手続きを開始し、6月より認定審査会を開催している。

事務の関係上、先に介護給付支給予定者を認定し、順次訓練等給付支給予定者の認定作業に入る予定。

認定作業については順調に行われているが、10月施行まで期間が短いことなどから担当者の間では認定・支給決定が9月末までに完了できるのか、といった意見も出ている。

②施設の移行計画の状況

県と連携をとり、移行調査アンケートや個別に施設事業者等とのヒアリングを行っているが、施設側として、まずどこから着手すればよいのか、新体系のどの事業に移行すべきか検討中の事業所が依然多い。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

無認可事業所については、事業者向け説明会・個別ヒアリングなどを通じて今後の方向性を検討してもらい、法人格を有するよう勧奨している。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

市内の障害者地域生活支援センターは公設事業所のため、新体系移行に関する協議を順次行っている。また、民間事業所については個別にヒアリングを実施している事業所もあるが、大半は事業者説明会（次回7月末の予定）での説明、移行アンケートなどの内容から判断し順次対応していく予定。

3 その他

- ・ 10月以降のサービスについて利用者へ提供できる情報が少なく、また、事業者においては新体系の移行イメージがつかみにくいとの声が出ている。
- ・ 地域生活支援事業の報酬単価、利用者負担など市事業の具体策がなかなかまとまらない。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	福山市	担当課名	障害福祉課
担当者名	亀澤 浩一	連絡先	福山市東桜町3-5 TEL 084-928-1062

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

負担増による退所等については感じられない

② 事業者の運営状況

施設運営が難しいようである（収入減・単価日額制）

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

医師意見書の記入統一及び医師意見書の日数（約一ヶ月かかる）

②施設の移行計画の状況

当面については聞いていない

③規模作業所の移行に向けた対応状況

現行平均補助額が国がモデルとして示した地方交付税算定額を上回ることから、当面現行体制を視野に入れ関係団体と新体系移行に向け協議中。

④措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

利用者の実態をふまえ、サービス量の低下を来たさない方向で検討中。

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。
- ・生活支援事業が市町の委託事業（補助事業）となることにより、自立支援給付対象事業との均衡を図ることの困難さがある。
- ・生活支援事業について、自治体間格差が拡大する危惧がある。

※参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	山口県下関市	担当課名	福祉部障害者支援課
担当者名	福田 重満	連絡先	0832-31-1917

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況
18年3月と4月では特に変化なし。

② 事業者の運営状況
居宅系は特に変化なし、施設系は日払いによる減収あり。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況
7月から委託業者による調査開始。

② 施設の移行計画の状況
少なくとも18年度は移行なし。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況
少なくとも18年度は移行なし。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況
検討中。

3 その他
なし

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	高松市	担当課名	健康福祉部 障害福祉課
担当者名	一原 玄子	連絡先	087-839-2333

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

サービス利用については、障害者自立支援法の施行による新基準・新単価の適用となったが、現在のところ著しい増減は見られないが、各種会合で通所の回数を減らしているとの声を聞いている。

② 事業者の運営状況

施設訓練等支援費およびグループホームについては、請求単位が月割りから日割りになったことにより、利用者の外泊・入院等があれば収入が減少するため運営が厳しくなったとの申し出が数件あった。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

本市においては、身体、知的、精神併せて714人の審査判定対象者のうち、約半数の聴き取りを行っており、少なくとも8月中には全対象者の聴き取りを終える予定である。

ただし、医師意見書の回収が思うようにはかどらず、6月13日現在で障害程度区分等審査会にかけられたのは、僅か39件となっている。

②施設の移行計画の状況

本市単独での調査は実施していないが、香川県による県内全域を対象にしたアンケート結果を踏まえた提示では、次のとおりとなっている。

年度	H19	H20	H21	H22	H23
比率 (%)	20	30	30	10	10

したがって、本市においても、これらの数値を踏まえた移行計画を考えている。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

市内にある小規模作業所は、知的7か所、身体7か所、精神3か所である。

知的障害者小規模作業所では、平成19年度に地域活動支援センターへの移行を視野に入れてNPO法人を取得する動きがある。

ただし、本市単独の小規模作業所運営補助金が700万円から1000万円と全

国平均よりも高いこともあり、平成18年度中の移行の申し出は今のところない。

今後、平成19年度予算の作成に向けて、要綱の策定、運営委託料の算出方法の検討を行っていく。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る
対応状況

精神地域生活支援センター

今年度においては、相談支援事業は県が取りまとめ、県内施設7か所に県内全市町が精神公費通院対象者数の割合で按分し負担する予定である。1か所当たりの委託料は924万円／年の半年分（知的相談事業と同額を想定）とする。

地域生活支援センター部分は、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型共通の基礎部分約600万円（交付税措置）と、機能強化分600万円（国庫補助対象）を委託、または補助していく方向である。

利用料・通所補助などについては、受託予定事業者の意向などを踏まえて、今後検討を行う。

3 その他

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	松山市	担当課名	保健福祉部障害福祉課
担当者名	増田 創一	連絡先	089-948-6369

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

利用者負担の増により、施設を退所または利用日数を減らしている利用者が数名いるとのこと。

居宅サービスについては、居宅介護が3月比87%（金額ベース）。

②事業者の運営状況

激変緩和加算を請求してきた施設が、4月分3箇所、5月分2箇所あった。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

全約900件中、6月23日現在、訪問調査約300件、認定審査会50件終了している。

②施設の移行計画の状況

10月から新体系へ移行するという施設は今のところ聞いていない。

ただ、新体系における事業内容や報酬体系等について、問い合わせは多い。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

市内小規模作業所で組織された移行に向けての団体に対し、必要な支援を行っていくことを考えている。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイサービスについては、愛媛県が、各事業所に対して意向調査を行い、現在集計しているところのようである。

施設と同様、新体系における事業内容や報酬体系等について、問い合わせは多い。

なお、制度施行前までに通所施設への移行を検討しているデイサービスセンターが数ヶ所ある。

3 その他

- ・地域生活支援事業における、各事業の具体的内容や利用者負担の考え方について、早く示していただきたい。
- ・支給基準について、国は方向性を示してくれるのでしょうか。
- ・65歳以上で介護保険で非該当となった知的・精神の障害の方が障害福祉のサービスを使えるようにはできないのでしょうか。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	高知市	担当課名	元氣いきがい課
担当者名	小新	連絡先	088-823-9378

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

4月の実績を分析した結果、利用の手控え等について明確な傾向を見いだすことは出来なかった。しかし、前月である3月の実績と比較すると10%ほど減少しており、今後の利用状況の推移を注視する必要があると考えている。

② 事業者の運営状況

1割負担の導入による、事業所における請求事務の混乱は若干見られたものの、2か月の請求を終えた現在の状況を見ると、スムーズに行われているように見受けられる。特に、本市の場合利用者負担の上限管理を市で一括して実施しているため、事業所の事務負担は最小限に抑えられていると考える。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

現在、認定調査を実施中。審査会の設置は4月に終了しており、順次認定も行われている。9月当初には、必要な認定は全て終える予定である。

② 施設の移行計画の状況

今後の単価設定や移行促進策にもよるが、施設に対し移行計画を県と合同でヒアリングした段階では、数年間は状況を見て、5年後までには移行すると回答した施設がほとんどであった。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

小規模作業所に対しても、県と合同でヒアリングを実施した。その結果、家族レベルの少人数運営主体が多く、NPO等の法人格を取得するのに必要な会員数を確保できず、事業所どうしの合併を検討した際にも、作業内容の相違など、様々な課題が浮上した。法定化への準備が可能な作業所はできるかぎり早期に対応していただくこととしたが、現在の基準では移行不可能な作業所も存在する。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイサービスは、生活支援や地域活動支援センターに移行することとなっている。しかし、特区や通知に基づき基準該当事業所として本市が実施中の、身体障害者・知的障害者・障害児が介護保険の通所介護事業所へ通う「相互利用制度」については、今後どうなるのか不透明なままである。特に知的障害・児童デイは相互利用デイに市内のデイサービス供給の大半を頼っており、その動向次第では市民に大きな影響がある。

具体的には、相互利用デイが、地域活動支援センターへ移行しなければならないとすれば、報酬単価は現状より減少せざるを得ない。しかし、介護保険の通所介護報酬額に近い金額だからこそ、事業を受諾していただいていることから考えて、事業継続が大変困難となることを危惧している。まずは、方針を早急に示していただきたい。

3 その他

・低所得者対策について

国としても8段階の低所得者対策を設定しているが、さらなる単独減免に踏み切る市町村が出ている。本市でも、独自減免の導入要望が強い。個々の生活実態を見ると、特に低所得1でサービスを上限額まで利用している者について負担感が大きいのではないかと考えている。

・施設の経過措置について

施設は、日額単価の導入、利用者の費用負担増を受けて実費徴収額を抑えざるを得ない状況などから、厳しい経営状態に置かれている。雇用面からも、職員のリストラや給与カットを余儀なくされており、その結果、サービスの質の低下が懸念される。日額単価の導入そのものは適切であったにしろ、その金額設定については、大変厳しい内容であると考ええる。

・障害程度区分の判定について

知的障害者は、身体介護の必要性が低い者が多いため、障害程度区分が低く出る傾向にある。このため、介護給付が利用できず、地域生活支援事業等の周辺事業に頼らざるを得ない利用者が想定される。体は元気だが、手のかかる障害者に対する障害福祉施策の適用の在り方について、検討の余地があると考ええる。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	長崎市	担当課名	障害福祉課
担当者名	松永	連絡先	095-829-1141

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

- ・利用者負担増に伴う相談・苦情はあるが、実際の利用状況への影響は未だ把握できていない。（支払い業務を委託しており、4月分について7月に統計処理されるため）

② 事業者の運営状況

- ・通所施設のうち数施設が、定員枠を超えて受入れ始めた。
- ・短期入所（日中預かり）を実施している通所施設において、短期入所を廃止し通所定員をその分増やす等の動きが出てきた。
- ・身体及び知的障害者通所授産施設において、土日祝日を開所することとしたところがあった。
- ・利用者負担増と日額払いの影響から利用者の通所日数が減少し、施設の運営が厳しくなったと聞く。
- ・一部の知的障害者入所更生施設において、日額払いによる減収をカバーする目的で、減算の対象にならない範囲で、あらかじめ定員を超えた居室を準備し入所させる旨の相談がある。
- ・身体及び知的障害者通所授産施設において、施設行事を縮小しようとした所があった。
- ・通所施設において、当初食事の提供をすべきかどうかということで、施設からの相談があった他、利用者等からも相談があった。
- ・障害者デイサービス事業所において食事の提供を廃止した所があった。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

10月までに障害程度区分を認定する必要がある者は約760名程度だが、医師の意見書がとれないなどの理由で、認定が進んでいない状況。審査会委員47名、8合議体。

② 施設の移行計画の状況

施設等の移行希望に関するアンケート調査の結果が県から示されていない。施設から市に移行についての相談はあるが、漠然としており、施設側が新体系の施設イメージを描けないために具体性がなく、施設の移行に関する意向は把握

できていない。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

市内に小規模作業所が27か所あり、このうち約半数が地域活動支援センターⅢ型の要件を満たしている。今後、予算の確保等を行いたいが、交付税措置の内容が不明で、具体的な検討に入れない。

また、今後、地域活動支援センターを増やした場合、交付税措置等がその分確実に確保されるのか不安であり、交付税措置が一定額ならその範囲内で地域活動支援センターを整備することを検討しなければならない状況。

なお、本市以外の県内自治体において、現行、県1/2、市町村1/2の負担割合で小規模作業所に運営補助（5百万円/年）が行われているが、県から県負担分を無くすとの提案を受けており、県内市町村において予算の確保等が難しいとの声がある。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・障害者デイサービスについては、県から移行調査の結果が示されておらず未把握だが、施設に併設されている障害者デイサービスにおいては概ね新体系の事業へ移行が考えられている。
- ・精神地域生活支援センターの移行に係る対応については、当該事業所において検討中であると聞いている。詳細は把握していない。また、精神障害者に関する相談事業や居住サポート事業等、費用の算出根拠が不明。

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

- ① 障害程度区分の二次判定（審査会）において、障害程度区分ごとの状態像の例が示されていないことから、判定が困難であるとの意見がある。介護保険制度と同様に具体的に状態像を例示して欲しい。
- ② 医師の意見書に係る説明会が開催されておらず、精神障害に関する事項の記載等の方法について分からない等の苦情がある。
- ③ 精神通院医療の請求方法等について、医療機関、訪問看護ステーション、薬局から問い合わせが多い。
- ④ 障害福祉計画に関し、未だ施設等の移行希望調査等の結果及び県の方針等が示されていない。サービスの見込み作業などが遅れ、9月の中間報告は困難と思われる。
- ⑤ 知的障害者及び障害児の宿泊を伴わない短期入所（日中預かり）が10月から制度上無くなることから、保護者等の不安は徐々に増幅している。タイムケア

事業での受入れは限界があり、小規模作業所等から移行した地域活動支援センターでの受入れは現状では困難である。

- ⑥ 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成研修等、市町村が実施するよりも都道府県が実施する方が、広域に対応出来ること等から効率的に実施可能な事業がある。
- ⑦ 相談支援事業等広く一般の利用を目的とした事業を除き、日常生活用具や移動支援、訪問入浴サービス、生活サポート事業等、個々に給付等を行う事業については、地域差が生じるようなことは避けるべきであり、全国統一した基準や利用者負担額を定めるべきで、地域生活支援事業そのものの見直しが必要であると思われる。
- ⑧ 障害福祉サービスに係る負担軽減策の内容が複雑で分かりにくいことから、苦情が多い。今後、利用者や事業者等に分かりやすい負担軽減措置とする必要があると思われる。
- ⑨ 高額障害福祉サービス費について、本市の支払いシステムでは、管理が難しく、利用者から高額障害福祉サービス費の請求があってはじめて支払うことしか、今のところできない。19年10月から国保連合会に支払い事務の委託が一元化されるが、高額障害福祉サービス費の支払い事務について、国保連合会において、世帯のサービス利用管理等を行い、利用者からの申請を待たずに、上限管理等を行う方法はとれるのか。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	熊本市	担当課名	障害保健福祉課
担当者名	黒田	連絡先	096-328-2313

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

- ① 利用者のサービスの利用状況
 - ・ 分析中。
- ② 事業者の運営状況
 - ・ 通所施設事業者より利用定員が充足できていない状況がある。

2 10月施行に向けた取組状況について

- ① 障害程度区分の認定状況
 - ・ 18年4月より実施。（18.5月末現在/開催数14回、審査件数172件）
- ② 施設の移行計画の状況
 - ・ 現在法人に対して新体系への移行に向けたヒアリングを実施中。
- ③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況
 - ・ ヒアリングを実施しているところである。
- ④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況
 - ・ 障害者デイ事業者へのヒアリング実施済。18年10月より多機能型、地域活動支援センターⅡ型へ移行を予定している。
 - ・ 精神地域生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型を予定。

3 その他

- ・ その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

○9月までに支給決定する10月以降支給量について、新区分毎の国庫補助単位のお示しはあるが、支給量決定の指針等のお示しはあるのか。

○地域生活支援事業の国庫補助配分についてお示しがあるが、具体的な数値のお示しはあるのか。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	大分市	担当課名	障害福祉課
担当者名	中村 富康	連絡先	097-537-5658

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

② 事業者の運営状況

について記載してください。

- ・ ヘルパー派遣事業について、身体、知的、児童共に減少傾向である。特に知的障害者の利用減が著しい。
- ・ 施設運営費が、1、5割から2割程度の削減となり、職員処遇について、常勤から非常勤などへの採用形態となり、サービスの低下が懸念される。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

について記載してください。

①については、全体で2割程度の進捗状況

②については、地域活動支援センターの市の方針を示した後に、集約の予定

③については、現行制度の維持を行い、地域活動支援センターⅢ型に合致すれば、移行を推進する。

④障害者デイについては、独自規準による運営要綱で現状の形態を維持。

精神障害者地域生活支援センターについては、地域活動支援センターⅠ型に、移行を予定している。

3 その他

- ・ その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

・ 日帰ショートステイが、事実上、なくなると思えるので、重症心身障害児を含め日中活動の場の確保をどうするか。

・ ショートステイの利用の場所が、身近なところで確保出来ない。グループホームやケアホームの余裕部屋を使って事業展開出来ないか。

この点について、国の積極的な取組みをお願いしたい。

- ・ 利用者1割負担の有り方について、生活保護以外は、負担有りきでは、余りにも、利用者に過酷な現実問題である。市民税非課税世帯については、現状の上限額の1/2に、課税世帯についても、上限を37,200円として、新たに1ランク下に、24,600円程度の設定をすべきである。

現在の負担システムのままで、十月以降の新サービス体系に移行すれば、障がい福祉サービスは、名ばかりのものとなり、運営費や在宅サービス等について、独自事業などを展開出来ない市町村の障がい福祉施策は、壊滅するのではないのでしょうか。

- ・ 「障害者自立支援法」では、余りにも、地域生活移行や一般就労が、強く打ち出され、重度、軽度にかかわらず本来支援すべき障害者が忘れられているような気がします。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	宮崎市	担当課名	障害福祉課・保健予防課（精神）
担当者名	河邊 健太郎	連絡先	TEL 0985-21-1772・FAX 21-1776

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

居宅介護事業のうち、特に視覚障害者の外出介護について、利用回数は変わらないが、1回の利用時間が減る傾向。今まで利用者のほとんどが負担ゼロで、必要最小限の利用に節約するようになったとの団体役員の声も。

3月と4月の利用を比較した場合、デイサービスは利用者が増え、短期入所はやや減っている。季節的な理由も考えられ、法施行との関連は薄いと分析。少なくとも影響が出るのは、4月分の請求を見た後の5月分からはではないか（本市は現在4月実績分の6月末支払に向け作業中）。

【精神】サービスの利用状況は施行前と特に変わりはないが、今後は3障害が一元化されたことで広く周知され、利用が増えることも考えられる。

② 事業者の運営状況

居宅系サービスでは、特に、事業者から運営面に対する声は聞こえていない。

【精神】事業者の運営状況については、今後、ワーキンググループ（※）の作業の一環として事業所等への調査（※2）を実施していく予定。グループホームに関しては、運営への影響は大きなものではないと思われる。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

委員21人からなる4つの合議体で、現在までに延べ10回の認定審査会を開催し、86件を審査（2週に1回ペース）。

② 施設の移行計画の状況

県が5月に移行調査を行ったが、結果が提示されるのは7月になるため、ワーキンググループ（※）の作業の中で、近日中に調査（※2）を実施する予定である。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

11箇所の作業所の内、1箇所から法人化の意向を聞いているが、他の作業所を含め具体的な移行計画が不明なため、②に記載した移行調査を実施する予定である。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

ワーキンググループの作業の中で事業所等を調査(※2)し、利用者や事業所の状況や意向を聴き取ることを基本に、10月以降の見通しをつかむ予定。

【精神】精神地域生活支援センターに関しては、事業所に対する県の説明会に参加し、事業所等の意向を確認後、実績等を踏まえ補正予算計上にむけて今後検討していく予定。

※ ワーキンググループ

本市では市職員に障害者団体の代表やサービス提供事業所の代表、生活支援コーディネーター等の外部メンバーを加え、障害福祉計画の策定と地域生活支援事業の仕組みを検討する「ワーキンググループ」を5月に設置し、現在まで3回の検討会を開催している。

※2 調査

ワーキンググループの作業の一環として、事業所、養護学校、病院及び相談支援事業所等を訪問調査し、利用者や事業所の状況や意向を聴き取り、現時点での10月以降の見通しもある程度つかむ予定。

3 その他

- ・ 請求事務について、改正により大きく変わったため不慣れな事務に各方面戸惑っている。特に上限管理事務がうまく機能していない。
- ・ 高額障害福祉サービス費について、具体的な事務手続きが不明である。特に介護保険の制度上、介護保険の利用者負担確定は最長2年と考えられる(介護保険法第200条)が、その額に影響を受ける高額障害福祉サービス費についてどのような運用を想定するのか。
- ・ 施行に係る準備期間が短く、政省令等提示も遅れがちなためシステム改修等に重大な支障をきたしている。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	鹿児島市	担当課名	障害者福祉課
担当者名	大野 正道	連絡先	099-216-1272

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

(1)施設系サービス

入所施設利用者については、利用状況に大きな変化はなかった。

通所施設利用者は、3月まで月額での支払いだったため具体的な利用日数の変化を確認することはできない。

(2)居宅系サービス

平成18年4月のホームヘルプ利用状況を4月以前と比較すると、実利用者数及び身障・知障の利用時間数は大きな変化はないが、児童の利用時間数は三割減であった。

(3)精神障害者へのサービス

それまで精神障害者の福祉サービスを受ける条件として、病状が安定しており、定期的な通院が行われていることであったが、その部分がはっきりと謳われていない。

② 事業者の運営状況

(1) 多くの事業者が「収入が減り運営が厳しくなった」と言っている。収入確保のため定員緩和策の活用を行っている。具体的には、通所施設において特に利用者の確保に積極的に動いている。また入所施設は、部屋の確保が最大の障害となっている。

(2) 通所日数上限規定について

知的障害者の通所施設では従来から月～土曜日の週6日利用しているところがあり、月の日数－8日という上限規定を適用しないで欲しいという要望がある。

(3) 収入認定について

授産施設から、工賃の収入認定の方法を10月から3月以前と同様にする方針が出されているが、見直しを早く実施して欲しいという要望が強く出されている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

認定審査予定件数 9月末までの件数 約1,300件 ※来年3月末までの件数は未定

審査会 10合議体設置 (1合議体5人構成) 委員定数50人

5月下旬から審査を開始。

認定調査については4月中旬以降開始。

②施設の移行計画の状況

(1) 身障・知障施設

本市でも個別に聞き取りを行ったところ、未定であるところが多い。

(2) 精神施設

福祉ホーム（A型）について、本市には3カ所あるが、グループホームへの選択も視野にいれながら検討している。

(3) 小規模作業所の移行に向けた対応状況

小さな作業所が多く、移行を表明しているところはない。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況について

障害者デイは本市に8ヶ所あるが、基準等の検討が遅れており、事業者の対応も未定である。

精神地域生活支援センターは移行を表明している。しかし現段階ではどのような取扱いをするべきなのか明確な基準が示されていないので苦慮している。

3 その他

(1) 障害程度区分認定結果通知の取扱いについて

申請者への障害程度区分認定結果通知は、支給決定通知の前に必ず単独で事前に通知しなければいけないか。支給決定通知と同時に通知する取り扱いにでもよいのか。

※ 参考となる資料があれば添付してください